

平成18年6月22日
文 部 科 学 省

平成18年6月6日付け貴会議文書「資料等提出依頼」に対する回答

標記につき、下記のとおり回答します。

記

1. について

(回答)

5月18日の貴会議ワーキンググループにおいて当省から指摘させていただいたのは、「貴府の調査と当省の調査では結果が異なっている」という客観的事実であり、貴府の調査自体に関して特段の分析を行ったわけではないため、その内容について肯定的・否定的な見解のいずれも有しておらず、またその必要性も認識していない。

2. について

(回答)

英国政府の"Five Year Strategy for Children and Learners"(2004)、“Higher Standards, Better Schools for All”(2005)、“Departmental Report”(2006)等において、1997年の時点では厳しい教育問題を抱えていたが、“literacy hour”など読み書き計算を重視したカリキュラム導入、問題校への対応、教員の待遇改善と人数増、教育予算の増加などの取り組みを通じて、国内の教育水準が向上したとされている。例えば、ナショナルカリキュラムに9段階で定められた学習到達度について小学校卒業までに「レベル4」に到達することが標準とされているところ、全国学力テストの結果では英語でレベル4に到達する小学生の割合は、1997年には全体の63%にとどまっていたが、2005年には79%に増えている。同じく算数でレベル4に到達する者も、62%から75%に向上している。また、15歳のGCSE(中等教育修了試験)の結果も、5教科でC以上の者の割合が、1997年の45.1%から2005年の56.3%に向上している。

3. について

(回答)

我が国の教育委員会は、戦前の教育に対する反省を踏まえて戦後制度化されたという我が国固有の歴史的経緯に基づくものである。また、我が国の教育委員会は、自治体の中に置かれる執行機関の一つであって、自治体から独立した組織ではない。

なお、アメリカの各州には教育委員会制度が存在し、一般行政を行う自治体から独立した学区に置かれる機関とされているが、多くの州で教育委員会が一律に例外なく教育行政を直接執行しているものと承知している。

【「教育バウチャーに関する研究会」資料について】

教育バウチャーについては、現在、ご案内の通り、「教育バウチャーに関する研究会」において鋭意検討が進められている途上であり、去る5月18日の貴会議ワーキンググループ（公開ヒアリング）においては、それまで同研究会において報告された主な論点及び意見等を中間的にとりまとめた「検討状況」の内容についてご報告申し上げたところである。

今後、上記ワーキンググループにおいていただいたご意見や、このたび貴会議からいただいた「資料等提出依頼」に記述されている指摘事項等も踏まえ、引き続き同研究会における検討を深めてまいりたい。

また、今後あらためて、同研究会に貴会議の委員の方をお招きして、教育バウチャーに関するご意見を伺う機会を設け、爾後の検討に資することとしたいと考えている。

なお、念のため、この度いただいたご依頼事項について、以下の通り付言したい。

4．について

（回答）

教育上の成果について報告されたものが全く存在していないとまでは記載しておらず、報告書においても、「・・・バウチャーの効果については、賛否両論様々である。」と記載させて頂いたほか、バウチャー導入によって学力が向上したという報告がされている論文についても記載させて頂いたところ、教育バウチャーに関する研究会（以下、「研究会」）において、諸外国における教育バウチャーに関する効果や評価について報告された限りにおいては、教育上の成果が十分に検証されているとは言い難い という意見を頂いたことから、報告書の通り記載した。

また、調査の結果、米国においては、低所得者等に対する補助等、特定の目的のため、全米50州のうち6地域のみが導入しているに過ぎないこと、また、英国など導入を試みたが廃止となった例もあること、諸外国での自国におけるバウチャーの捉え方も様々であることが判明したことから、報告書の通り記載したものである。

報告書記載の論文のほか、Metcalf et al. 2003 等

5．について

（回答）

ご指摘の「政教分離・・・違憲判決もあった。」旨の記述は、あくまで研究会の委員から指摘された米国の状況についての意見を記載したものであり、この記載をもって米国におけるバウチャーの例を全面的に否定しているものではない旨ご留意頂きたい。なお、報告書11頁においては、特定目的のバウチャーの検討の余地を残す意見についても記載させて頂いたところである。

また、2002年6月27日にクリーブランドのプログラムにおける連邦裁が合憲判決を下しているが、この判決後も、依然として州レベルでは違憲判決が出されており（2004年コロラド州（プログラム凍結）、2006年フロリダ州）、2002年の判決によって、米国全体でバウチャープログラムが連邦あるいは州憲法に合致しているという完全な合意形成ができたとは言い切れない状況である。

6. について

（回答）

教育バウチャーに関する研究会において、チリにおけるバウチャープログラム導入の効果について、バウチャー導入と学業成績の水準向上との関係性に関する実証結果が見出せなかった旨の報告があったことから、これを研究会の意見として記載させて頂いたところである。

また、ご指摘の斉藤氏の論文中、貴会議引用の「チリの教育に何らかの肯定的な成果をもたらしたことは否定できない」との文章は、必ずしも教育バウチャー制度のみの効果を指しているわけではなく、バウチャープログラムの導入のみによる学業成績向上については言及がなされていないものと認識している。また、同論文中「全体的学業成績水準の低さ」として、「バウチャープログラム導入の結果として、テストスコアで測られた平均的な教育成果が改善したとの結果は見いだせなかった」との報告がなされているところである。

7. について

（回答）

「ナッカ市は、1992年から・・・保守党（穏健党）が与党であったり、以前政権党だったコミューンである。」との記述は、研究会で報告されたコミューンレベルでの状況について客観的に記載したものであり、国全体の状況について記載したものではないが、研究会においては、私立校への補助額が各コミューンの政権政党によって異なることが報告されているところである。

8. について

（回答）

ナッカ市のようなシステムが全コミューンに広がりを見せていない背景等については、そのような観点からの調査を行っていないので、その因果関係を十分に説明できる状況ではない。

なお、私立学校については、在籍生徒数が義務教育段階において、1992 - 93年で9,946（義務教育対象児童の1.1%）人から2003 - 04年で65,036人（6.2%）となっており、私立学校在学の生徒数割合は増加していると承知している。

（以上）